

平成 2 5 年

東部知多衛生組合議会
第 1 回臨時会会議録

平成 2 5 年 5 月 3 1 日（金）開会

平成 2 5 年 5 月 3 1 日（金）閉会

東部知多衛生組合

平成25年東部知多衛生組合議会第1回臨時会会議録

平成25年東部知多衛生組合議会第1回臨時会は、平成25年5月31日東部知多クリーンセンター議場に招集された。

1 応招議員

1番 鈴木 隆 2番 木下義人 3番 浅田茂彦
4番 伊藤 清 5番 堀田勝司 6番 前山美恵子
7番 森本康夫 8番 田崎守人 9番 高橋和夫
10番 大村文俊 11番 竹内一美 12番 渡辺 功

2 不応招議員

なし

3 出席議員

応招議員と同じ

4 欠席議員

不応招議員と同じ

5 開閉の日時

平成25年5月31日（金）午後2時00分 開会

平成25年5月31日（金）午後3時08分 閉会

6 傍聴者

なし

7 地方自治法第121条の規定により会議に説明のため出席した者

管理者 久野孝保 副管理者 石川英明 副管理者 神谷明彦 副管理者 竹内啓二
副管理者 岡村秀人 監査委員 古橋洋一 会計管理者 内田 誠
事務局長 鈴木重利 業務課長 久米繁治 総務課長 杉浦尚二

業務課長補佐 久野尚志 総務課長補佐 加藤博之 副主幹 福島智宏
庶務係長 浅田貴志 施設建設整備係長 外山紀元

8 職務のため議場に出席した者

書記 鈴木重利 書記 杉浦尚二 書記 加藤博之

9 議事日程

日程第1		仮議席の指定
日程第2	選挙第1号	議長の選挙について
日程第3	指定第1号	議席の指定
日程第4		会議録署名議員の指名
日程第5		会期の決定
日程第6	選挙第2号	副議長の選挙について
日程第7	選挙第3号	議会運営委員会委員（正、副委員長）の選任について
日程第8	議案第5号	監査委員の選任について
日程第9	報告第3号	例月出納検査報告について
日程第10	議案第6号	東部知多衛生組合情報公開条例等の一部改正について
日程第11	議案第7号	工事請負契約の締結について
日程第12	議案第8号	工事請負契約の締結について

○事務局長（鈴木重利）

皆さん、こんにちは。本日は、何かとお忙しい中、組合議会にお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。組合の事務局長の鈴木でございます。

本日の議会は、各市町の議会におきまして、改選が行われましてから最初の組合議会でございます。

現在、議長及び副議長がともに欠けた状態となっておりますので、議長が選挙されるまでの間は、地方自治法第107条の規定により、年長議員の方に臨時議長の職務を行っていただきます。出席議員中、東浦町の森本康夫議員が最年長の議員でございますので、臨時議長をお願いいたします。

それでは、森本議員、臨時議長席へお着きくださるようお願い申し上げます。

○臨時議長（森本康夫）

皆さん、こんにちは。ただ今、ご紹介いただきました、東浦町選出の森本でございます。地方自治法第107条の規定により、臨時に議長の職務を行いますので、どうぞよろしく願いいたします。

これより議事に入ります。

ただいまの出席議員は12名で、定足数に達しています。

よって、平成25年東部知多衛生組合議会第1回臨時会は成立しますので開会します。

なお、地方自治法第121条の規定により、管理者以下、組合関係職員に出席を求めましたので、ご報告いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程につきましては、お手元の議事日程表により進めてまいりますので、よろしく願いいたします。

ここで、管理者からご挨拶を願います。

○管理者（久野孝保）

皆さん、こんにちは。当組合の管理者であります、大府市長の久野でございます。

本日は大変お忙しい中、東部知多衛生組合議会第1回臨時会にご参集賜りまして、誠にありがとうございます。本、臨時会の開催に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

各市町の議会におかれまして改選が行われ、新たに組合議員として選任されました方々に、ご出席を賜りました。ご苦労さまでございますが、よろしくお願い申し上げます。

現在の廃棄物処理等をめぐる環境行政の諸情勢につきましては、循環型社会形成への転換を積極的に進めていくことが極めて重要となっており、様々な資源化・エネルギー対策が図られております。

このような状況下にあつて、当組合では、平成27年度に最終処分場の供用開始、平成31年度には、ごみ焼却施設の供用開始ができるように、現在、ごみ処理施設整備事業を進めているところでございます。いずれにいたしましても、構成市町から日々発生する一般廃棄物を、将来に亘って滞ることなく、安定かつ確実に処理・処分できるように努めてまいりたいと存じますので、議員の皆様方には、何卒、今後ともご指導とご協力を賜りますよう、厚くお願い申し上げます。

さて、本日ご提案申し上げます案件は、議会の人事をご審議いただきますとともに、監査委員の選任同意案件1件、条例改正1件と工事請負契約の議案2件を提出いたしております。議案等の内容につきましては、順次ご説明させていただきますが、慎重審査の上、お認め賜りますようお願い申し上げます。開会のご挨拶とさせていただきます。

どうぞ、よろしくお願い申し上げます。

○臨時議長（森本康夫）

おはかりいたします。

本日は、改選後の初の組合議会で、初対面の方もあろうかと存じます。ここで自己紹介を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

それでは、ただ今ご着席されている席順で、大府市の鈴木議員より、順次自己紹介をお願いいたします。

（議員自己紹介）

これにて、自己紹介を終わります。

日程第1、「仮議席の指定」を行います。仮議席の指定につきましては、議事の進行上、ただ今ご着席の議席を指定したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、仮議席につきましては、現在、ご着席の議席と決定いたします。

日程第2、選挙第1号「議長の選挙について」を議題といたします。

おはかりいたします。

選挙の方法につきましては、投票、指名推選のいずれの方法にいたしましょうか。どなたか、ご発言をお願いいたします。4番 伊藤議員。

○4番議員（伊藤 清）

豊明市の伊藤であります。

「議長の選挙について」は、指名推選の方法によることを提案いたします。

○臨時議長（森本康夫）

ただ今、豊明市の伊藤議員から「議長の選挙について」は、指名推選の方法によられたいとの発言がございましたが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、「議長の選挙について」は、指名推選によることに決定いたしました。

それでは、どなたかご指名をお願いいたします。4番 伊藤議員。

○4番議員（伊藤 清）

誠にせん越ではありますが、私の方から推選させていただきます。

当組合議会の議長には、大府市議会の議長を務めておられます、鈴木 隆議員を推選させていただきます。皆様のご賛同をよろしくお願いいたします。

○臨時議長（森本康夫）

おはかりいたします。

ただ今、豊明市の伊藤議員から議長には、大府市議会議長の鈴木 隆議員を推選する発言がございました。鈴木 隆議員を東部知多衛生組合議会の議長の当選人に定めることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、ただ今、指名推選されました大府市の鈴木 隆議員を議長の当選人に決定いたします。それでは、議長に当選されました大府市の鈴木 隆議員が議場におられますので、本席から会議規則第31条第2項の規定により告知をいたします。鈴木 隆議員、議長就任のご承諾とご挨拶をお願いいたします。

○1番議員（鈴木 隆）

ただ今、東部知多衛生組合議会の議長にご推挙賜り、誠にありがとうございます。大府市議会議長の鈴木 隆でございます。議長の就任に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

当組合の議長という重責にご推挙いただきまして、身に余る光栄と心からお礼申し上げます。誠心誠意、職務を遂行する所存でございますので、何卒、皆様方のご指導ご鞭撻のほど、よろしくお願い申し上げます。就任のご挨拶に代えさせていただきます。ありがとうございます。

○臨時議長（森本康夫）

これをもちまして、臨時議長の職務を終了させていただきます。

皆様方のご協力により、無事に臨時議長の大任を果たすことができました。大変ありがとうございます。

それでは、鈴木議長、議長席にご着席をお願いいたします。

○議長（鈴木 隆）

日程第3、指定第1号「議席の指定」を議題とします。

議席は、会議規則第3条第1項の規定により議長において、指定をいたします。議席番号と氏名を職員に朗読させます。

○事務局長（鈴木重利）

それでは、議席番号と氏名を朗読させていただきます。

1番 鈴木 隆議員、2番 木下義人議員、3番 浅田茂彦議員、

4番 伊藤 清議員、5番 堀田勝司議員、6番 前山美恵子議員、
7番 森本康夫議員、8番 田崎守人議員、9番 高橋和夫議員、
10番 大村文俊議員、11番 竹内一美議員、12番 渡辺 功議員。
以上でございます。

○議長（鈴木 隆）

ただ今、事務局が朗読したとおり、議席番号を決定しましたので、議席番号と氏名の確認をお願いいたします。

日程第4、「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第84条の規定により議長において、5番 堀田勝司議員及び
11番 竹内一美議員を指名いたします。

日程第5、「会期の決定」を議題とします。

おはかりいたします。

本、臨時会の会期は、本日1日としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本、臨時会の会期は、本日1日と決定しました。

日程第6、選挙第2号「副議長の選挙について」を議題とします。

おはかりいたします。

選挙の方法につきましては、投票、指名推選のいずれの方法にいたしましょうか。4番 伊藤
議員。

○4番議員（伊藤 清）

豊明市の伊藤でございます。

「副議長の選挙について」は、指名推選の方法によることを提案いたします。

○議長（鈴木 隆）

ただ今、豊明市の伊藤議員から「副議長の選挙について」は、指名推選の方法によられたいとの発言がございましたが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、「副議長の選挙について」は、指名推選によることに決定いたしました。

それでは、どなたかご指名をお願いいたします。4番 伊藤議員。

○4番議員（伊藤 清）

誠にせん越ではありますが、私の方から推選させていただきます。

当組合議会の副議長には、阿久比町議会の議長を務めておられます、大村文俊議員にお願いをしたいと思いますので、皆様のご賛同をお願いいたします。

○議長（鈴木 隆）

おはかりいたします。

ただ今、豊明市の伊藤議員から副議長には、阿久比町議会議長の阿久比町の大村文俊議員を推選する発言がございました。大村文俊議員を東部知多衛生組合議会の副議長の当選人に定めることに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、ただ今、指名推選されました阿久比町の阿久比町の大村文俊議員を副議長の当選人に決定します。それでは、副議長に当選されました、阿久比町の阿久比町の大村文俊議員が議場におられますので、本席から会議規則第31条第2項の規定により告知をいたします。

大村文俊議員、副議長就任のご承諾とご挨拶をお願いいたします。

○10番議員（大村文俊）

ただ今、東部知多衛生組合議会の副議長にご推挙いただきました、阿久比町の阿久比町の大村でございます。就任に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げたいと思います。

先程、自己紹介で申し上げましたとおり、昨年までは議会運営委員会の委員長を務めさせていただきました。引き続き組合にお世話になるわけですが、今回は副議長という要職でございますので、一生懸命務めさせていただきますので、先輩議員の皆様のご指導ご鞭撻をひとつよろしくお願ひしたいと思います。よろしくお願ひいたします。

○議長（鈴木 隆）

日程第7、選挙第3号「議会運営委員会委員の選任について」を議題とします。

議会運営委員については、議会運営委員会条例第5条の規定により、議長において大府市選出の木下義人議員、豊明市選出の堀田勝司議員、東浦町選出の高橋和夫議員、阿久比町選出の竹内一美議員。以上4名の議員を指名いたします。

これに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、ただ今、指名しました、4名の皆さんを議会運営委員会委員に選任することに決定しました。

おはかりいたします。

ここで、議会運営委員会条例第6条の規定により、正副委員長の互選を行うため、「暫時休憩」をしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、この際、「暫時休憩」とします。

(暫時休憩)

休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは、議会運営委員会の正・副委員長が決まりましたので報告いたします。

議会運営委員会委員長、堀田勝司議員。同副委員長、木下義人議員。

以上のとおり、正・副委員長が決定しましたので、よろしく願いいたします。それでは、引き続き議事を進めてまいります。

日程第8、議案第5号「監査委員の選任について」を議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、森本康夫議員の退席を求めます。

(森本議員、退席)

提出者から提案理由の説明を願います。

○管理者（久野孝保）

議案第5号「監査委員の選任について」、提案理由並びに内容の説明を申し上げます。

提案理由といたしましては、議員のうちから選任する監査委員を新たに選任するため、地方自治法第196条第1項の規定に基づき、議会の同意をお願いするものでございます。東浦町選出の森本康夫議員は、東浦町大字緒川字東仙台にお住まいで、昭和14年6月12日生まれでございます。平成19年に初当選されて以来、現在2期目でその間に文教厚生委員長の要職を歴任されまして、今回、東浦町議会の議長に就任されました。経験豊かで、人格識見とも優れた方でございますので、どうか、全員の皆様方のご同意を賜りますよう、お願い申し上げまして、提案理由並びに内容のご説明を終わります。

○議長（鈴木 隆）

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

質疑もないようですので、これより討論を省略し、直ちに議案第5号を採決いたします。

議案第5号「監査委員の選任について」、同意を求める件は、原案のとおり同意することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、議案第5号「監査委員の選任について」、同意を求める件は、原案のとおり同意することに決定いたしました。森本康夫議員の入場を許可します。

(森本議員入場)

森本康夫議員、監査委員就任のご承諾とご挨拶をお願いします。

○7番議員(森本康夫)

ただ今、東部知多衛生組合議会選出の監査委員に選任同意していただきました、東浦町の森本でございます。監査委員という重責を務めさせていただくことになり、誠に身に余る光栄と思っております。皆様方のご期待に応えるべく努力をいたす所存でございます。今後とも、皆様方のご指導ご鞭撻のほど、お願い申し上げます。ご挨拶に代えさせていただきます。よろしく願います。

○議長(鈴木 隆)

日程第9、「諸報告」を行います。

お手元に報告第3号が配付してありますので、検査に当たりました古橋監査委員より補足説明をお願いします。

○監査委員(古橋洋一)

ご指名をいただきましたので、報告第3号の補足説明を申し上げます。

報告第3号につきましては、地方自治法第235条の2第1項の規定により例月出納検査を実施しましたので、同条第3項の規定により、その結果を議会に報告するものであります。

内容につきましては、検査の対象欄に記載されておりますように、平成24年度1月分から3月分にかかる現金出納並びに公金の収納状況を、平成25年2月20日、3月25日、4月23日に関係者の出席を得まして、例月出納検査表をもとに関係諸帳簿と指定金融機関発行の残高証明書により照合検査したものでございます。

検査の結果につきましては、計数並びに証拠書類等については、適正に処理されていることを認めました。なお、詳細につきましては、御手元に配付してございます検査報告書をご一読いただきたいと思っております。

以上、簡単ではございますが、これで補足説明を終わります。

○議長（鈴木 隆）

これにて諸報告を終わります。

日程第10、議案第6号「東部知多衛生組合情報公開条例等の一部改正について」を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を願います。

○管理者（久野孝保）

議案第6号「東部知多衛生組合情報公開条例等の一部改正について」、提案理由のご説明を申し上げます。

国有林野の有する公益的機能の維持増進を図るための国有林野の管理経営に関する法律等の一部を改正する等の法律の公布に伴いまして、条例を改正するものでございます。

内容の詳細につきましては、事務局長から説明させますので、よろしくご審議のうえお認め賜りますようお願い申し上げます。

○事務局長（鈴木重利）

議案第6号につきまして、内容のご説明を申し上げます。

議案、裏面の参考資料及び新旧対照表と併せてご覧いただきたいと思っております。

内容につきましては、国有林野事業の企業的運営が廃止されたことに伴いまして、「東部知多衛生組合情報公開条例第7条第5号オ中」及び「東部知多衛生組合個人情報保護条例第16条第8号オ中」の開示請求に対する不開示情報としているもののうち、企業経営上の正当な利益を害するおそれがある情報の規定から、国が経営する企業を削除した規定の整備でございます。

施行期日につきましては、公布の日から施行するものでございます。

以上で議案第6号の内容説明を終わります。

○議長（鈴木 隆）

これより、質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

ないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありますか。

（「なし」の声あり）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

議案第6号を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。全員であります。議案第6号

「東部知多衛生組合情報公開条例等の一部改正について」は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第11、議案第7号及び日程第12、議案第8号「工事請負契約の締結について」を会議規則第35条の規定により一括議題といたします。

提出者から提案理由の説明を願います。

○管理者（久野孝保）

議案第7号及び議案第8号「工事請負契約の締結について」、提案理由のご説明を申し上げます。

提案理由といたしましては、平成27年度供用開始予定の東部知多衛生組合最終処分場の建設に係る工事について、工事請負契約を締結するため、東部知多衛生組合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

内容の詳細につきましては、事務局長からそれぞれ説明させていただきますので、よろしくご審議のうえ、お認め賜りますようお願い申し上げます。

○事務局長（鈴木重利）

議案第7号及び議案第8号につきまして、内容のご説明を申し上げます。

まず、議案第7号でございます。

議案第7号関係の参考資料は、議案の裏面でございますので、併せてご覧願いたいと思います。

内容につきましては、東部知多衛生組合の最終処分場建設に係る土木施設工事を行うものでございます。契約の方法は、制限付一般競争入札（総合評価落札方式）とし、去る4月3日に郵便入札を実施しました結果、加藤・花井特定建設工事共同企業体が落札いたしましたので、同共同企業体を契約の相手方としまして、6億9,615万円で工事請負契約を締結するものでございます。工事期間は、契約日の翌日から平成27年3月13日までの期間で、位置図等は別紙資料のとおりでございますので、お目通しをお願いいたします。

次に、議案第8号でございます。

議案第8号関係の参考資料は、議案の裏面でございますので、併せてご覧願いたいと思います。

工事内容につきましては、東部知多衛生組合の最終処分場建設に係る浸出水処理施設工事を行うものでございます。契約の方法は、制限付一般競争入札（総合評価落札方式）とし、去る4月3日に郵便入札を実施しました結果、水ing・花井組特定建設工事共同企業体が落札いたしましたので、同共同企業体を契約の相手方としまして、6億1,215万円で工事請負契約を締結するものでございます。

工事期間及び位置図等につきましては、土木施設工事と同様でございますので、よろしくお願い申し上げます。

以上で議案第7号及び議案第8号の内容説明を終わります。

○議長（鈴木 隆）

これより、質疑に入ります。

まず、議案第7号について質疑を行います。

質疑はありませんか。6番、前山議員。

○6番議員（前山恵美子）

ちょっとお聞かせをいただきたいと思います。制限付きというふうになっておりますので、制限付きの基準といいますか、点数が何点以上という会社を対象とされたのかということと、それから何社がこの入札に参加をされたのでしょうか。そしてですね、総合評価方式になっておりますので、価格以外に評価する項目があると思いますけれども、その点についてと。それから落札率、それだけお願いします。

○議長（鈴木 隆）

事務局長。

○事務局長（鈴木重利）

工事の参加条件ですが、代表者となる構成員は県内に本店又は組合構成市町、この二市二町ですが、に支店又は営業所を置き、経営事項審査の総合点数が1,250点以上。第2構成員としたしましては、構成市町に契約の締結権限を置くものを、本店があり総合数値が700点以上などを土木工事では条件を満たしております。それから、本契約の落札率ですが、まず参加者が3企業体です。落札率は76.58パーセント。総合評価に関しましては、企業の施工実績を条件に加味し、さらに技術提案をいただいて、その技術提案に関しましては、法令で定められております学識経験者に、ご判断をいただいております。以上です。

○議長（鈴木 隆）

他にございませんか。前山議員。

○6番議員（前山恵美子）

3社が、3企業体が参加をされてて、そうしますとこの落札した団体は、一番最低価格でしょうか、それとも総合評価を加味して違うということになるのでしょうか。

○議長（鈴木 隆）

事務局長。

○事務局長（鈴木重利）

価格については、2番目の価格であります。その結果といいますか、評価値に若干差が出ましたので、逆転現象がおきております。終わります。

○議長（鈴木 隆）

よろしいですか。他にございませんか。3番、浅田議員。

○3番議員（浅田茂彦）

何はともあれ、初めての議員ですので、工事の概要をお知らせ願えないでしょうか。

○議長（鈴木 隆）

事務局長。

○事務局長（鈴木重利）

議案の裏面に工事内容については書いてございます。経緯を若干触れさせていただきますと、このクリーンセンターの直ぐ西にございます、現在駐車場に使われております、葭野最終処分場が当組合にはございました。こちらが平成14年に埋立が終了しております。その後、組合としましては、次の最終処分場の建設をいろいろ試行錯誤してまいった状況がございます。さかのぼりますと平成20年8月の第2回全員協議会の中で最終処分場の建設案をご提示しております。その後、平成21年度に用地取得に入りまして、ほぼ3か年用地取得に努めてまいりました。平成24年、昨年ですが、用地取得も終えまして、この度の工事発注に至っております。以上です。

○議長（鈴木 隆）

浅田議員。

○3番議員（浅田茂彦）

それですね、今回出来る建設現場というのは、境川の扇状地の中でありまして、今日の新聞にもありましたように、南海トラフの地震等のことも出ております。この大府地区はマグネチュード6強というものが来るのではないかと予想が出ておりましたので、今回のこの工事、第7号議案、第8号議案というものは、その耐震性というのは含まれた中での契約書になっているのかどうか確認をしたいと思っております。以上です。

○議長（鈴木 隆）

事務局長。

○事務局長（鈴木重利）

仰られるとおり、東に境川、西には五ヶ村川、河川に挟まれた用地でございます。その中で、まず地盤改良を施して、よう壁等の安定を図っております。浮力が働く恐れもございますので、そのような設計をしております。各所のよう壁の地盤改良後の荷重を考慮しまして、安全な施設となっておりますので、ご理解いただきたいと思っております。終わります。

○議長（鈴木 隆）

浅田議員。

○3番議員（浅田茂彦）

実際、予想されるものでは対応できる、と設計上はなっているのですね。

○議長（鈴木 隆）

事務局長。

○事務局長（鈴木重利）

ご質問のとおり、震度6は賄える設計になっております。

○議長（鈴木 隆）

2番、木下議員。

○2番議員（木下義人）

2番、木下です。無口のはずが発言してすいません。浅田議員が建設の説明をと言われたら、局長は、お隣が満杯になって土地購入の経過がありました。その経過は結構なのですが、この8,000平米の、いわゆる概要ですね、その説明があるかなと思ったのですが、いきなり浅田議員の6の強度に対してどうですかと聞かれたら、安全だという。肝心の中身が消えておるので、この工事の概要をですね、大変失礼ですが、これでは見えませんよ。虫眼鏡で拡大しても見えないものですから、今日は当然大きな図面の説明があるかなと思って少し期待してたのですが、大変申し訳ないですが、内容を報告していただけないと、聞く内容がですね、思い付かないので、局長が思い描いているので結構です、説明をしていただきたいと、それをお伺いしてからまた、無口の木下がお聞きいたします。

○議長（鈴木 隆）

事務局長。

○事務局長（鈴木重利）

言葉足らずで申し訳ございません。よう壁工事につきましては、高さが5メートルから7.5メートル、これが約340メートルほどございます。東の境川沿いには、よう壁は設けませんが、コの字型といいますか北側、それから西側によう壁が建ちます。地盤改良工事ですが、場内全般にわたりまして、約8,700立方メートルで厚みが7.2メートルから8メートルほどの土を改良いたします。次に遮水工事ですが、場内全般にシート工事、保護シートを含め5重構造とし、万が一漏水が起きた時のためにシートの下に電極管理の漏水検知システムを配置いたします。その他、フェンス工事、約540メートル。周辺の雨水が混合しないよう、側溝約200メートルが側溝工事になっております。よう壁下には、杭の長さ20メートルから21メートルのものが、

88本施工するようになっております。以上です。

○議長（鈴木 隆）

2番、木下議員。

○2番議員（木下義人）

説明ありがとうございました。今、聞く限りでですね、ここは0メートルに近いくらい低い所ですよ。したがって、どのくらいの高さになるのでしょうか。私が心配するのは、浅田議員が言われた、6の震度で来ると、そうなる水が上がってくるわけですから、平成12年の大雨の時もご存知でしょう、局長は。仮に水が中に入ってしまったら、どうするのですか。だから、どのくらい標高の高さから上げようとしてらっしゃるのか。一番肝心なところはそこです。僕ら7メートルのよう壁は聞きました。失礼ですが、境川、五ヶ村川と比べてどのくらいの高さに考えていらっしゃるのか、これが一番大事なところですよ。私、素人が思うのは、12年の大雨で2日間苦労したわけですから。そこら辺、分る範囲で教えてください。なぜ私が聞くか申しますと、今度6月23日にこの報告する番が、私なんです。私がいろいろ質問しとったから、今度は私をいじめるやつがいっぱいおるわけだから、私は報告する義務があるから、細かいようですけどもお聞きしてる。管理者が答えるのではなくて、私が答えなければならぬので、よろしくお願いたします。

○議長（鈴木 隆）

事務局長。

○事務局長（鈴木重利）

最終処分場の高さのご質問に関してですが、東の境川の堤防道路をご覧いただくと、その高さが最終埋立完了予定の高さとなります。終わります。

○議長（鈴木 隆）

2番、木下議員。

○2番議員（木下義人）

私は終わった状態を聞いているのではないんですね。壁で囲ってしまうと、そこへ水が入ったら出ないでしょう、これ日35トン排水するといっておりますけども、水が入っちゃったら大変だから、当面どのくらいの高さに造るのですかと聞いている。何も難しいことないですよ、意味わかるでしょう。私の言っている意味分らない。5から7を言われた、じゃあどのくらいの高さ、あるいは穴を掘るのか、埋まっちゃったことを聞いているのではないですよ、私は。壁が出来たときに水が入ったらどうするのですか、その高さで大丈夫ですかと心配しておる。

○議長（鈴木 隆）

事務局長。

○事務局長（鈴木重利）

最終処分場の出来上がりの高さは、先程申し上げました堤防の高さで完成を予定しております。現状は農地、堤防より相当低い状況になっております。そういった器を設けると。そこにご心配される雨が入った場合、そういった場合は、一旦プールのような状況になることは予想されます。入ったものをそのまま放流するのではなく、水処理をしながら五ヶ村川へ放流するような構造体になります。終わります。

○議長（鈴木 隆）

2番、木下議員。

○2番議員（木下義人）

あの、低いことは分かるんですよ、じゃあ低かったらどれくらい低いのですか。標高を、そういうことを聞いているんですよ。標高5メートルあるのか、マイナスなのか。四角いものを造ることは分かるんです。入っちゃった水どうするのですか。造る時から、ある程度高くしないといかんでしょう。それを聞いてもらいますよ。マイナス1メートルなら1メートルで結構です。下が1メートルなら。

○議長（鈴木 隆）

事務局長。

○事務局長（鈴木重利）

4メートル10センチほどマイナスです。

○議長（鈴木 隆）

2番、木下議員。

○2番議員（木下義人）

今度は、一番大事なことをお聞きします。ここは30,000立米ですよ、どのくらいのものを処分場に入れておこうとしてらっしゃるのか。それから何年でここは満タンになるのか。その2点をお聞きします。

○議長（鈴木 隆）

事務局長。

○事務局長（鈴木重利）

埋立てる対象物は、破碎不燃ごみが主でございます。それから計算上でまいりますと、29年間で満タンになる計画になっております。終わります。

○議長（鈴木 隆）

2番、木下議員。

○2番議員（木下義人）

細かいことを聞いてしまいました。29年で埋立てた場合は、お隣のように駐車場にするつもりなのか、公園にするつもりなのか、あるいはどこかへ土地を売っちゃうつもりなのか、お考えはありますか。

○議長（鈴木 隆）

事務局長。

○事務局長（鈴木重利）

現在のところ未定でございますが、まず駐車場は考えられません。借手がないものですから。それから、想定としては、議員がご質問にあったような公園ですね、そういったことは検討材料にはなろうかと思えます。終わります。

○議長（鈴木 隆）

その他ございませんか。

（「なし」の声あり）

ないようですので、次に、議案第8号について質疑を行います。質疑はありますか。

9番、高橋議員。

○9番議員（高橋和夫）

8号議案の中で、入札共同体が1社になった理由をお聞かせ願いたい。また、落札率もお聞きしたいと思えます。もう1点確認なんですけども、このような同一議題についての議運での質問回数の制限とか、議運で示されていると思うんですけど、同一議題については2回を超えない、そこらへんの確認を少ししたいと思うのですが。質問回数をみますと、少し議運の申し合わせ事項とかなり離れている気がするんですけど。その確認もお聞きしたいと思えますので、よろしく願います。また、このような最終処分場が、私どもよく視察に行ったんですけど、生半可な苦勞じゃなく、なかなか買収ができないのが3年間でできたことは、大変幸せだったと思うし、また皆さん方の努力に敬意を表したい。本当に運がいいというか、いい立地条件があった。3年間でこのような最終処分場の用地が買えたことは、なかなか他の地区では考えにくい、皆さん大変な苦勞をして最終処分場の用地を確保されたことについて、そのへんも付け加えておきます。今、言いましたように3点についての質問をお聞かせ願います。

○議長（鈴木 隆）

事務局長。

○事務局長（鈴木重利）

こちらの落札率につきましては、99.38パーセントでございます。

次に順番が狂ってしまうかもしれませんが、議運運営委員会の申し合わせ事項といたしましては、議案質疑2回を超えることはできないことになっております。

1社になった理由は、私ども直接は分かりませんが、参加者の中で考えられることといたしましては、水処理施設の予定価格の設定のあり方ですね、こちらが非常に厳しいものであったから参加者が少なかったかもしれません。といいますのは、土木施設に関しましては、積算基準が明確になっております。愛知県積算基準を利用して積算をしておりますが、水処理施設となりますと、プラントメーカーの見積りに委ねるところが大きい。そうしますと今回実施設計を請けたコンサルタントがプラントメーカーに複数見積りを依頼しておると聞いております。その中で1社のみでなく、今回は3社見積りを徴収しておるようですが、その中で3社3様価格差が大きくなっております。それを見まして当然高いものを優先的に採用してはおりません。そういった関係からですね、予定価格が非常に厳しかったからかなと考えられます。

あと、今回の発注の条件の中に前金払いがございません。これはどの自治体でも公共工事の場合、前金払い取扱要綱等を定めているところですが、当組合におきましても、予算執行計画上で、歳計現金に不足が生じる恐れがある場合は、前金払いをしないことになっております。当組合はご存知のとおり、二市二町の負担金で成り立っておりますから、この第1四半期に前金払いの要求を受けても、歳計現金に余裕がございませんので、前金払いはしないことになっております。そういったことも加味しまして、非常に条件が厳しい発注内容であったかもしれません。そういった関係から、参加者が少ないということは考えられます。以上です。

○議長（鈴木 隆）

9番、高橋議員。

○9番議員（高橋和夫）

分りましたけれども、1社で入札をしたということですけど、こういう東部知多衛生組合的なものとは特殊な部分もたくさんありまして、私も前の時に2年間監査を携わらせていただきまして、競争力の働きにくい部分がたくさんあるかと思っておりますけども、1社の場合ですと無理に入札をしなくても、随意契約で大いに皆さん方が業者と交渉し合って、全てを入札しなくてはいけない考え方でなく、1社だけ入札するといったら、随契で相手と五分五分で渡り合って落札すべき、競争力が働いたような工事請負契約ができるような、そんな進め方も一つあるのかなと提案させていただきます。質問を終わります。

○議長（鈴木 隆）

他にございませんか。

(「なし」の声あり)

ないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

まず、議案第7号について、討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

ないようですので、次に、議案第8号について

討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

まず、議案第7号を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

挙手全員であります。

議案第7号「工事請負契約の締結について」は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

続いて、議案第8号を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

挙手全員であります。

議案第8号「工事請負契約の締結について」は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

以上をもちまして、臨時会に付議された案件の審議は、すべて終了しました。

ここで、管理者からご挨拶を願います。

○管理者（久野孝保）

平成25年東部知多衛生組合議会第1回臨時会の閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日提出いたしました全議案につきましては、お認めを賜りまして厚くお礼を申し上げます。これから最終処分場の建設工事に入っております。大変大きな事業でございますので、今日いろいろご指摘いただいたことを参考にしながら、今後とも皆様方のご協力を得て、一層努力してまいりたいと思っておりますので、どうぞよろしく申し上げます。これで閉会のご挨拶とさせていただきます。

どうもありがとうございました。

○議長（鈴木 隆）

それからですね、私、議長が不慣れな点で、再質問は2問までという規定を破ってしまったような気がしますので、お詫びをしたいと思います。

これをもちまして、平成25年東部知多衛生組合議会第1回臨時会を閉会いたします。

（閉会）

なお、私から確認したい事項が2点ほどございますので、今しばらくご協力をお願いいたします。

1点目は、お手元に青いファイルで「組合議会資料綴」が配付されていると思います。このファイルの中には、「今後の議会日程及び議会運営に関する申し合わせ事項等」が配付されております。今後の組合議会運営につきましては、この申し合わせ事項に基づき進めてまいりたいと思いますので、よろしくお願ひ申し上げます。

2点目は、クリーンセンター内の施設見学を行うお時間を少しいただきたいと思います。誠に恐縮ではありますが、施設見学後、解散したいと思いますので、議員皆様方のご理解をお願い申し上げます。

それでは、施設見学の案内を事務局の方でお願いいたします。

（組合議員 クリーンセンター内施設見学）

この会議録は書記の校閲したものと内容の相違ないことを証するため地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

東部知多衛生組合議会臨時議長 森 本 康 夫

東部知多衛生組合議会議長 鈴 木 隆

5 番議員 堀 田 勝 司

11 番議員 竹 内 一 美

